

## 戦国大名武田氏における暴力の規制について（6）

畠 山 亮

はじめに

第1章「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評 価

第4節 小 括 (以上、第45巻第4号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制（制札）
- (2) 権力の在り方

第3節 小 括 (以上、第47巻第4号)

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

- (1) 「甲州法度之次第」（26箇条本）制定まで
- (2) 「甲州法度之次第」（55箇条本）制定まで

- (3) 暴力規制と刑事訴訟 (以上、第48巻第4号)
  - 第2節「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況
    - 第1項 川中島の戦いをめぐって
      - (1) 第三回合戦まで
      - (2) 第四回合戦をめぐって (以上、第49巻第4号)
    - 第2項 西上野侵攻をめぐって
      - (1) 西上野平定まで
      - (2) 北信濃侵攻とその後
    - 第3項 駿河侵攻をめぐって
      - (1) 駿河侵攻の流れと暴力規制
      - (2) 戦線の拡大に伴って (以上、第50巻第4号)
    - 第4項「西上作戦」をめぐって
      - 第3節 小 括
  - 第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期
    - 第1節 長篠の戦い以前の暴力規制の状況 (以上、本号)
- おわりに

### 第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

#### 第2節「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況

##### 第4項「西上作戦」<sup>109</sup>をめぐって

一 この後、甲斐に戻った信玄は、関東地方に重点を置き、武蔵の各所で北条氏と対陣する<sup>110</sup>。元龜2（1571）年2月には羽生の源長寺に、6月には久喜の甘棠院に、「当手甲乙之軍勢」の「濫妨狼藉」を禁ずる〈戦時型〉の高札が出されている<sup>111</sup>。更に秩父方面に侵攻し、10月には秩父郡阿熊村（郷中）に対し同様の高札が出されている<sup>112</sup>。

その一方で、夏頃から病に罹っていた北条氏康が10月6日に死去すると、武田・北条両国間での同盟交渉も進められて行き、当主氏政の考えに従い、12月には「甲相一和」が成立し、西上野・駿河は武田領、東上野・武蔵は北条領という取り決めが為され、これを以て北条氏との抗争は収束する。

これに伴い、年が明けて翌3年になると、上野における上杉氏との争いへとシフトし、1月には利根川で上杉氏と対陣する。それに合わせて閏1月9日に榛名の長年寺に対し、「当手甲乙之軍勢」の「濫妨狼藉」を禁ずる高札が出されている<sup>113</sup>。

一方、駿河では、2月に行われた藤枝堤普請や駿河市設置など、領国経営の安定化が進められた。3月22日付で駿河の見性寺に「殺生狼藉」を禁ずる〈平時型〉の禁制が出されており、安定した統治の表れと見ることができる<sup>114</sup>。

二 ここで、この間の対外関係に関して、武田氏の置かれた立場・状況について簡単に確認しておこう<sup>115</sup>。

まず織田氏とは、永禄8（1565）年に信長養女（龍勝寺殿）が信玄四男の諏訪勝頼に嫁いで以来の同盟関係が続いている。元亀2年9月に龍勝寺殿が死去すると、すぐに信長嫡男の信忠と信玄の娘・松姫との縁談の進展による同盟関係の継続・強化が検討されるなど、少なくとも表面上は良好な関係にあった。

対照的に徳川氏とは、永禄11（1568）年の今川攻め以降に衝突を繰り返し、後に信玄が「三ヶ年之鬱憤」と称する如く、武田氏と断交し上杉氏と結んだ元亀元年10月以来、関係は悪化の一途を辿っていた<sup>116</sup>。

一方、中央に目を向けると、本願寺顕如と信玄とは弘治3（1557）年から互いの妻が姉妹となり、緊密な関係を築いて来ていて、越中の一方向一揆をして上杉氏に当たらせるなど、各地の一方向一揆の動員といった広いネットワークという点で重要な意味を持った。

その本願寺と共に元亀2年8月、將軍足利義昭が本願寺と織田信長との和睦の仲介を信玄に要請している。義昭は信長を伴った永禄12（1569）年の上洛以来、勢威を増強させており、関係の密接化は軍事戦略における権威として大きな意味を持った<sup>117</sup>。但し、後述するように、義昭は元亀3年10月段階でも信玄に織田家と本願寺との講和の仲介を要請するなどして

おり、義昭が早い時期から所謂「信長包囲網」の形成を企図していたと見るのは難しいと考えられる<sup>118</sup>。

朝廷は、元亀2年5月に延暦寺、7月には東大寺の再興の協力を要請しているが、前者の内実は、正親町天皇が義弟・曼殊院覚想法親王の天台座主補任儀式の援助を求めるものであった。3年7月26日、信玄が比叡山延暦寺から権僧正に任じられたのは、この覚想法親王の吹挙によるものであった。このことに関しては、延暦寺を身延山に移すと述べたとされ、またその直後の7月30日に「山家三方衆」の一人で三河作手の奥平定能に領地を安堵するなど、所謂「西上作戦」に関して、何らかの影響を与えたことは想像に難くない<sup>119</sup>。

以上の状況を背景として、この後、美濃郡上の遠藤氏・越中富山の杉浦氏などと連携しながら、元亀3年9月26日、山県昌景隊が先陣として出陣、信玄率いる本隊は10月3日、進軍を開始する。前述した状況を踏まえると、この時点での本遠征の少なくとも当面の敵は徳川家であり、そこに関しては基本的に、本国がまずあって、その維持と並行して近隣国へ侵出するという、これまでの政策と同様の位置付けとなる。但し、その背後に織田家があるのは自明のことであるから、この時点で織田家もその視界に入っていたことは間違いないし、織田家との断交の意図も確定したということになろう<sup>120</sup>。なおこれに先立って、義昭が、信長に武田家と上杉家との講和の仲介を依頼する一方で信玄に織田家と本願寺との講和の仲介を要請しているが、信玄が徳川領へ侵攻しながらこれを受け入れているように見せたことには、本願寺との連携強化と並んで織田家との敵対を避ける狙いがあったと見る向きもある<sup>121</sup>。

これに合わせて、初めて遠江国で高札が出されている。

[史料54] 武田家高札

(竜朱印)



高札

可睡斎

当手甲乙軍勢、於彼寺中、濫妨狼藉堅被停止之訖、若有違犯之族者、可被  
処厳科者也、仍如件、

元龜三年<sub>壬申</sub> 市川宮内助奉之

十月廿八日<sup>122</sup>

遠江の曹洞宗僧堂・可睡斎に対し、「濫妨狼藉」を禁ずるもので、従来の  
他国に出されたものと同様の〈戦時型〉である。また更に、遠江の妙恩寺  
にも同じく高札が出されている<sup>123</sup>。これらは遠江侵攻の進展に合わせて  
遠江における暴力規制が進んでいることを示し、規制の内容も質も、基本  
的にはこれまでと変わらず、近隣国への侵出に即した暴力規制の展開と評  
価できよう。

三 この頃までに、上杉家との講和に関して信玄が事実と異なる報告を  
行っていたことが信長に伝わり、また11月14日には美濃岩村城を攻略、奥  
三河の「山家三方衆」も取り入れることに成功するなど、武田・織田の敵  
対が明白になる。そして信玄は19日に天竜二俣城攻撃を開始すると、30日  
にこれを攻略、12月22日に三方原の戦いで徳川軍に大勝するまでに、朝倉  
義景・本願寺・各地の一向一揆などとの連携を強め、所謂「信長包囲網」  
の形成へと進む。このことはすなわち、遅くともこの間に、客観的に見て  
今回の遠征が持つ意味合いがこれまでのそれとは異なるものとなって行っ  
たことを意味し、そこから、暴力規制に関しても影響を考慮する必要が出  
て来よう。

この間の進軍に合わせて、まず掛川の華嚴院に対し、「濫妨狼藉」を禁  
ずる高札が出されている<sup>124</sup>が、ここで注目したいのは、武田勝頼による  
暴力規制が初めて確認できることである。

[史料55] 武田勝頼判物

定

一、惣寺領所々東御門前一処、令寄附之事、

員数見于判形、

一、諸末寺御寺中江可被相移之事、

但、旧世家并寺領等、不可有相違、可有加増本寺領者也、

一、門前宿次在家百間分、可被立置之事、

一、於彼門前一月六日之市、停止諸役可令売買之事、

印判只今進候也、

[課]

一、雖有一国平均過役御寺領中之儀者、如先規除諸役・諸公事、永代可為不入地之事、

一、寺領中縱有重科人、尤為不入地之上者、從官職不可有其沙汰、然者自納所堅可被仰付之事、

一、於寺領中之山林、截執竹木、并殺生狼藉禁制之事、

印判只今進候也、

一、普請人足御案内次第、可申付之事、

一、為 勅願寺之間、門外往還之者、可令下馬之事、

印判只今進候也、

右条々、永々不可有相違、特今度 御奉書降下、謹而令頂戴之上者、弥以抽丹誠可令再興之旨、信玄無二被存候、此等之趣、從我等可申達由候間、如此候、猶春日修理進可言上候、恐々敬白、

元龜三年<sub>甲申</sub>

四郎

十一月廿四日 勝頼 (花押)

林際寺

衣鉢閣下<sup>125</sup>

勝頼が主体となっていながら信玄からのきわめて部分的な委任に留まるこの規制は、信玄との関係性という点でも興味深い内容となっており、またこれが勝頼による規制の初見で、次代へと繋がるこれがここで出されている意義は重要と考えるので、ここに掲げておく<sup>126</sup>。

四 この後、進路を西に取り、遠江刑部で越年し、元亀4 = 天正元年1月から三河野田城攻略に向けて進軍、それに合わせて、初めて三河国で高札が出されている。

〔史料56〕 武田家高札

(竜朱印)



高札

大恩寺

当手甲乙軍勢、於彼寺中、不可濫妨狼藉、若背此旨者、可被行嚴科者也、仍如件、

元亀四年正月三日

山県三郎右衛門尉

奉之<sup>127</sup>

かようにこれも、従来の他国と同様の〈戦時型〉に見える。

但し、外に目を向けると、本願寺をして一向一揆蜂起を要請、2月13日には義昭が拳兵を決断、そして3月11日には朝倉軍が越前府中に進軍するなど、野田城を攻囲している間に、武田軍の置かれている状況は大きく変化し、それに応じてその侵攻の意義にも更なる変化が生じたことになる。このことからすると、一見したところ、これまでと同種でその対象領域の広がりに見える三河における暴力規制に、それとは異なる意義ないし可能性を認める必要がある。それが象徴的に表れるのが、次に紹介する大山崎との禁制発給のやり取りである。

さて、2月16日までに攻略した野田城を開城、17日に破却、長篠城へ移った頃から武田軍に異変が起きる。信玄の病状が悪化し、進軍が困難となったのである。3月6日、秋山虎繁に東美濃出陣命令を出し、岩村入城

を果たすなどする一方で、16日には信濃に向けて全軍撤退、そして4月12日、信玄死去、勝頼が跡を継ぐ。

ところが、武田軍の破竹の進軍の情報は既に都まで伝わっており、3月26日に、都に近い大山崎惣中から諸役免除と制札発給の要請が来る<sup>128</sup>。

[史料57] 土屋昌統・僥倖軒宗慶連署書状

(包紙うわ書)

「 僥倖軒

土屋右衛門尉

城州大山崎

宗慶

惣中

昌統」

就御出馬、八幡宮御祈之卷数并板物・扇子令披露候、御祝着之由候、隨而庄内之儀、依為御神領、自往古諸事御免除之由、尤思召候、就其制札之事、玉蔵坊達而雖被申上候、遠国之事候者、京表之儀、先以御停止候、江州迄も於御出張者、可相調候、其段可被任兩人置候、不可有相違候、恐々謹言、

(元龜四年) (僥倖軒)

三月廿六日 宗慶 (花押)

(土屋)

昌統 (花押)

城州大山崎

惣中<sup>129</sup>

この文書が示すのは、武田家としては、諸役免除については認める一方、制札発給については、現在は遠く離れていることを理由に拒否し、近江まで行ったら発給する、という立場を表明していることである<sup>130</sup>。山県昌景に言ったという「瀬田に旗を立てよ」との信玄の遺言は「甲陽軍鑑」に記され著名であるが、その真意は結局不明であるとしても、少なくともこの時点で都近辺において武田軍の上洛が近いと考えられていたことと、武

田軍自身には上洛の意志が無かったことは、ここで確認することができる。

ここから二つのことが分かる。第一に、制札は発給主体の位置がかなり遠くても出し得るということ、第二に、やはり近くに居なければ出せない可能性があるということ、この両面である。

一点目について、武田軍の現在地や現勢力にかかわらず、遠く離れた都において武田家を主体とする暴力規制がなされ得るという、その可能性それ自体に注目する必要がある。これはすなわち、これまで展開してきた、近隣国への侵出に即した暴力規制とは質を異にする論理からの暴力規制ということになり、当時、それが可能であったことを意味するからである。

ここで改めて確認しておきたいことは、〈戦時型〉の禁制・制札・高札は、厳密に言えば、主として、今実際に戦闘している地域というよりも、軍がこれから進むであろう地域に先んじて出されるものであるという点である。つまりそれは、戦争・暴力がその場に存在しなくても、きたるべき将来にそれが見込まれる状況において、暴力規制を行うことができるということの意味するものであり、直接的な軍事力を前提とした規制を時間的にも空間的にも超越し得るポテンシャルを包含していると捉えることができる。

他方、二点目について、近江まで行ったら出すとの武田家の発言は、端的に武田側としては発給に消極的であるという考えを表していることになる<sup>131</sup>。つまり、制札発給のポテンシャルにもかかわらず、武田家としてはこの時点までに直接的な軍事力を前提とする論理を超える形での暴力規制を行うには至らなかった、ということになり、晴信（信玄）期の暴力規制の到達点をここに見ることができると言えよう。

### 第3節 小 括

一 本章では、晴信（信玄）期の暴力規制について見て来た。

晴信（信玄）期の暴力規制は一言で言えば、「喧嘩両成敗法」に代表さ

れる「甲州法度之次第」を基本法として据え、暴力行使の全面禁止を志向する一方で、現実との間に折り合いを付けながら展開して行く過程であったと言える。実力を蓄積して来ていた郷村や、独立的で特殊な立場にある小山田・穴山氏ら国衆など、一筋縄では行かない複雑な要素を抱え込んだ領国構造の下、それらの主体的意志やそれらとの関係を慎重に測りながら、治安維持や刑事訴訟の場面を経由し、そこで協同する中で超克を図り、規制を巧みに進展させて行った。

二 かくして甲斐を抑え、信濃へ展開するに当たって、その中心ツールはやはり「禁制」「制札」「高札」という局所的な暴力規制にあった。その本来持つ宗教的観念を出発点としながら、戦争や治安維持を梃子として、世俗的側面への拡大も視野に入れ、〈戦時型〉と〈平時型〉とを併用、使い分けながら、例えば「乱妨狼藉」という語を媒介として、言わば〈聖〉と〈俗〉とを超えた次元で結び付いて平和領域を拡大させて行った。例えば川中島の戦いにまつわる信濃守護職任官や多様なチャンネルでの宗教政策に表されるような、硬軟織り交ぜての〈宗教〉と〈世俗〉の権威の利用が、暴力規制における〈聖〉と〈俗〉の交錯を相対化し止場することに繋がると思われる。

三 この〈戦時型〉と〈平時型〉の「禁制」「制札」「高札」の併用という方式は、川中島の戦いを経て展開される上野、駿河など近国への侵攻においても採用されるが、それは次第に、軍事力が目前に現存するという状況それ自体が決定的な重要性を発揮する方向へと進展して行った。そこでは、〈聖〉と〈俗〉とを超えた次元での平和領域の拡大が更に容易なものになって行ったと言える。その文脈の先には、例えば戦陣のように、戦争がまさに眼前に規定的に存在するような状況の下で、言わば一般法を離れた臨時法的な形で厳しい規制を定めることも可能になる、そういう可能性がここには見えるのである。

そして「西上作戦」を通して全国の中でも武田家やその軍事行動の位置

付けが変わるにつれて、その暴力規制の意味合いもまた同様に質的变化を遂げつつあったが、信玄の死去に伴い、新たなフェーズへの止揚が果たされるには至らなかったと言える。かような状況を受けて、勝頼期へと移行することになる。

注

- 109 所謂「西上作戦」における信玄の意図・目的については、最も著名な上洛説に対し、遠江・三河、あるいは美濃の平定に主眼を置く説など様々ある（例えば、前掲小笠原論文 註50に簡潔に整理されている）。少なくとも遠江・三河へと進行し、美濃を視界に入れていたことは間違いないだろう。本稿では、このことを確認した上で、暴力規制に関係する限りで触れることにする。
- 110 従来の通説は、このまま小山城など遠江から三河へと侵攻し、一度甲斐に戻ってから、元亀4年に改めて侵攻したというものであったが、近年では、それに係る文書が天正3年前のものであるという説が出され、少なくとも元亀2年の段階で遠江・三河に本格的に侵攻することはなかった、と考えられる（前掲鴨川書参照）。なお、柴辻俊六氏の反論もある（「上洛戦略と織田信長」（前掲『戦国期武田氏領の地域支配』所収）。
- 111 元亀2年2月26日付 武田家高札（源長寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第三卷』1660号、69頁）、同年6月12日付 武田家高札（甘棠院文書（同1722号、92頁）。
- 112 元亀2年10月1日付 武田家高札写（「武州文書」（同上1742号、98頁）。
- 113 武田家朱印状（長年寺文書（同上1776号、109頁）。
- 114 武田家禁制（見性寺文書（同上1814号、123頁）。
- 115 総合的に、前掲小笠原論文など参照。
- 116 武田信玄書状（武市通弘氏所蔵文書（『戦国遺文 武田氏編 第三卷』1976号、182頁））。なお、須藤茂樹「武田信玄の西上作戦再考」（同著『武田親類衆と武田氏権力』（岩田書院、2018年）所収）、柴裕之「武田信玄の遠江・三河侵攻と徳川家康」（同著『戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配』（岩田書院、2014年）所収）など参照。
- 117 前掲小笠原論文286頁以下参照。
- 118 前掲鴨川書に従えば、元亀3年5月に義昭が忠節を求めたとされていた（『戦国遺文 武田氏編 第六卷』4049号、107頁）のも4年の信玄死後のこととなる。なお、天野忠幸『三好一族と織田信長「天下」をめぐる覇権戦争』（戎光祥出版、2016年）など参照。
- 119 その正当化根拠として重要な意味を持つことも十分に想定できる。但し、

- 前述の通り、元亀2年9月12日の比叡山焼討の後も織田家との関係に変化が生じていないことには留意が必要である。なお、丸島和洋『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』（平凡社、2017年）参照。
- 120 美濃苗木・岩村の遠山家への織田家の介入をその決定打とする見方もある（同上119頁以下）。
- 121 前掲柴論文、前掲小笠原論文など。
- 122 可睡齋文書（『戦国遺文 武田氏編 第三巻』1979号、182頁）。
- 123 元亀3年11月1日付 武田家高札（妙恩寺文書（同上1981号、184頁））。なお、宛所等不明ながら駿河国の梅林院旧蔵文書（同1980号、183頁）に10月日付 武田家高札写もある。
- 124 元亀3年11月19日付 武田家禁制（華厳院文書（同上1992号、187頁））。
- 125 臨濟寺文書（同上1994号、188頁）。
- 126 前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』117頁参照。
- 127 大恩寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第三巻』2011号、195頁）。
- 128 大山崎惣は、離宮八幡宮・石清水八幡宮の神人で知られ、早くから中世自治都市として各所と禁制発給のやり取りを行ってきている。前掲小林「郷村禁制の展開」、『大山崎町史 本文編』（1983年）、小西瑞恵「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」「中世都市共同体の構造的特質」（同著『中世都市共同体の研究』（思文閣出版、2000年）所収）など参照。
- 129 離宮八幡宮文書（『戦国遺文 武田氏編 第三巻』2030号、205頁）。
- 130 同上2031号に発給主体不明の制札案があり、従来は織田信長発給文書とされてきた（例えば『島本町史史料編』（1976年）など）が、丸島和洋氏は大山崎側が合わせて提示した案文とする（前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』127頁）。
- 131 丸島氏は、織田信長との衝突を避ける狙いと見ている（同上128頁）。

## 第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期

### 第1節 長篠の戦い以前の暴力規制の状況

一 本章では、信玄の跡を継いだ勝頼の時代の暴力規制について考察する<sup>1</sup>。まずは、武田領国の在り方を大きく変えた長篠の戦いまでについて見て行くことにしよう<sup>2</sup>。

元亀4（1573）年4月12日、勝頼は突如、武田家を継ぐこととなったが、信玄の死は当面の間、秘匿されることとなり、その死後に信玄名による書（龍法 '18）51-4、482（2796）

状を作成するなど、信玄は隠居し生存しているという体裁を維持することに腐心する<sup>3</sup>。「甲陽軍鑑」によれば、信玄の遺言に基づく「三年秘喪」の方針とされる。しかし、懸命の努力にも関わらず、信玄の死は例えば当月末には上杉謙信に露頭するなど、その企図はすぐに破綻している。

また、僅か11日後の23日には譜代の重臣・内藤昌秀に対して勝頼の起請文が出され、今後の忠節に応じた待遇を誓約する中で、内藤が「佞人」の告発を恐れるのを受けて家臣団内での関係の親疎の存在を認め、今後それを改善するとしている<sup>4</sup>。これは、信玄以来の譜代家臣と新たな勝頼側近達との在り方に小さからぬ問題があることの表れと考えられる<sup>5</sup>。周知の通り、勝頼は信玄の側室・乾福寺殿を生母とする四男で、諏訪氏を継いで諏訪四郎勝頼を名乗っていたが、嫡男の義信が永禄8（1565）年に謀叛計画の疑いで幽閉された上、10年に死去した（「義信事件」）のを受けて、早くて永禄13＝元亀元（1570）年頃に武田に復姓するという経緯があった。かような事情から勝頼は家督を継ぐことが許されず、嫡男・信勝が継ぐまでの間、後見を行う「陣代」とされた、とする有名な説は、北条氏や本願寺に対する書状の内容から、「甲陽軍鑑」の創作であり、やはり家督を継いだと見るのが妥当と考えられる<sup>6</sup>が、いずれにしろ勝頼代替わり当初、体制は不安定で権力基盤は脆弱であったことは間違いない。

こうした状況に乗じて、徳川氏の反攻が勢いを増す。5月上旬に駿府攻撃、遠江井伊谷でも衝突、7月23日には長篠攻撃、作手城の奥平定能・信昌父子を引き込み、9月7日に長篠城は開城する。また織田氏も攻勢に転じ、7月18日に足利義昭を追放し幕府を崩壊させ、朝廷に働きかけて天正へと改元、更に8月に朝倉義景、9月に同盟の浅井長政を滅亡させている。

以上を踏まえて、この間の暴力規制を見てみよう。

[史料58] 武田勝頼禁制

定

- 一、於当寺中狼藉禁制之事、
- 一、於山林或放牛馬、或叨剪執竹木儀、一切禁止之事、
- 一、門前伝馬役之外、郷次之普請、惣而諸役免許之事、
- 一、於寺山殺生禁断之事、
- 一、寺内棟別閣之事、

右条々於違犯之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

元龜四舊 (武田勝頼)

八月拾日 (花押)

称願寺<sup>7</sup>

[史料26]として取り上げた晴信期に出されたものとはほぼ同じ〈平時型〉の禁制であり、代替わりの禁制と言える。同様のことは、10月14日に甲斐の向岳寺に出された禁制にも当てはまる<sup>8</sup>。また、12月26日に富士本門寺に出された定書における規制は、「狼藉」は外れ「殺生禁制」だけになるが、信玄期に自らの名で出した[史料55]を引き継ぐようなものと言える<sup>9</sup>。これらは、先に述べた「三年秘喪」や基盤の脆弱な勝頼初期の体制に起因するところの、まだ積極的に独自政策が取れない段階の状況の表れと言えらるう。

二 かような状況は次第に落ち着きを見せ、勝頼は軍事体制を整えつつ次第に反攻に出る。翌天正2年1月には、東美濃に侵攻、2月までに明智城などを開城させる。

3月には甲斐で「狼藉」や「殺生」を禁ずる〈平時型〉禁制が出されている<sup>10</sup>一方で、4月には遠江に出陣、5月12日に要衝・高天神城を包囲、6月11日には小笠原氏助(信興)を降伏させ開城させる<sup>11</sup>。これに関連して、〈戦時型〉の高札が複数出されている<sup>12</sup>。ここでは、その中から最初の5月9日付の高札を掲げておく。

[史料59] 武田家高札

(竜朱印)



(平田寺カ)



当手甲乙之軍勢、於彼寺中不可濫妨狼藉、若有背此旨輩者、可被処嚴科者也、仍如件、

天正二年<sup>甲戌</sup> 跡部源三郎奉之

五月九日<sup>13</sup>

これもやはり前代と同様の内容・形式となっている。

三 この後、7月に甲斐に帰国すると、様々な政策で地固めを行う。まず、海上交通手形として「船」朱印を創設し、海上交易の振興を図る。また、8月の駿河の臨濟寺末寺書立による代替わり安堵をはじめとして、広範な寺社興行を行う。その一方で、9月に諏訪原城を築造し、遠江へ侵攻、浜松を放火するなどし、12月には地下軍役の奨励を行うなど、更なる軍事体制の強化に入る。

かくして明けた天正3年には、2月13日に駿河の千灯院（泉動院）に「軍勢甲乙人」の「濫妨狼藉」を禁制する〈戦時型〉の定書が出されている<sup>14</sup>が、その後には甲斐・駿河において「濫妨狼藉」や「殺生」を禁ずる〈平時型〉禁制が五通確認できる<sup>15</sup>。このように、〈平時型〉と〈戦時型〉が併用され、場所・状況に応じた明確な棲み分けが展開しているのだが、〈平時型〉の方が目立つことは、この間に大規模な軍事動員はなく、次なる展開に向けて地力を蓄える時期となっていることの裏返しと言えよう<sup>16</sup>。

かかる時期を経て勝頼は、徳川家中における岡崎町奉行・大岡弥四郎の内通・謀反計画と連携し、3月下旬から三河侵攻を開始する<sup>17</sup>。4月15日には、三河足助城を包囲、19日に落城させ、そして5月1日、長篠城包囲に至る。

これに際して、三河の徳貞郷と遠江の渋川郷に「軍勢甲乙人」の「濫妨

狼藉」を禁制する〈戦時型〉の高札などが出されている<sup>18</sup>が、ここでは、5月6日付の軍役条目に注目したい。

[史料60] 武田勝頼判物写

条目

一、如定法、自陳屋可着□□武具之事、

一、自今以後、為新軍法、敵程近く陣取之砌者、一手之内半分宛着武具、備堅固可被申付之事、

[構]

一、向後一夜之陳所可作結講之事、

一、自今以後、於陳中振舞一切禁法之事二候、然者則定器具之外之家具<sup>具</sup>等之□□、一切不可帶來之事、

一、抛諸事、陳中陳屋之廻尺木、并夜番篝火等嚴重二致、可被申付事、但尺木之事者、依地形之体二重而可加下知之事、

一、小旗一本所持之人、螺壳宛令持參、番螺并暁螺堅可申付事、

[制]

一、陳屋之前後左右、不淨禁副之事、

一、於陳中或火事、或敵成夜懸時節、一切不取合、其場自分之用心等堅申付、可被守旗本之下知之事、

一、陳寄之砌、小荷駄武具相交儀、一切禁法之事、付、人数相当二小荷駄奉行可被申付事、

[制]

一、濫陣弘禁副事、

付、何時も陣場二從一手之内五騎三騎宛残置、大将陣之陳弘を見届、一同放火可致之事、

一、如先法度、貴賤共二三卷之相驗可申付事、

一、喧嘩口論之砌、縦雖為縁者・親類・入魂之間、不可助成之事、

一、動之砌、及晩日勝而納人数時節、先立而叨又小者等不可返陳屋之事、右如此之、向後嚴密ニ可被申付也、若於疎略之人者、隨事之体可有過怠者也、

(天正三年) (武田)  
五月六日 勝頼 在判  
(信真)  
小幡上総介殿<sup>19</sup>

まさに開戦を目前にした戦陣における、緊迫感の籠る、詳細に規定した軍役条目となっているが、中でも「喧嘩口論」について「不可助成」としている点は注目に値する。これについては後述する。

(未完)

#### 注

- 1 政治状況などについての客観的な記述は、前掲『山梨県史 通史編2 中世』を中心にこれまでも参照して来た諸文献に加え、代表的なものとして以下の文献を参照する。上野晴朗『定本武田勝頼』（新人物往来社、1978年）、柴辻俊六『武田勝頼』（新人物往来社、2003年）、柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』（新人物往来社、2007年）、笹本正治『武田勝頼』（ミネルヴァ書房、2011年）、平山優『長篠合戦と武田勝頼』（吉川弘文館、2014年）、同『武田氏滅亡』（KADOKAWA、2017年）、前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』など。
- 2 註1所掲文献に加え、柴裕之『徳川家康 境界の領主から天下人へ』（平凡社、2017年）は、家康の生涯を「日本中近世移行期」に重心を置いて論じており、この時期の動静を徳川側の視点から捉える上で有益である。
- 3 元亀4年10月1日付 武田信玄・勝頼連署状（勝興寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第三巻』1966号、179頁））は、死後半年近く経過した時期といい、勝頼との連署状となっていることといい、とりわけ象徴的と言える。花押を押した判紙を用意し信玄死後も用いるのとは異なる意味も含め、文書の面での工作について、前掲鴨川書187頁以下、前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』151頁以下参照。
- 4 元亀4年4月23日付 武田勝頼起請文（京都大学総合博物館所蔵文書（『戦国遺文 武田氏編 第三巻』2122号、228頁））。
- 5 「甲陽軍鑑」には内藤と新たに側近となった長坂釣閑斎との諍いとして描かれている。前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』139頁以下

に詳しい。

- 6 天正元年7月14日付 北条氏政書状（秋山吉次郎氏所蔵文書（『戦國遺文 武田氏編 第六卷』4074号、115頁）、同年9月21日付 本願寺顕如書状案（龍谷大学所蔵「顕如上人御書札案留」（同4075号・4077号、116頁））。なお、同上100頁以下、及び132頁以下参照。
- 7 称願寺文書（『戦國遺文 武田氏編 第三卷』2147号、238頁）。
- 8 「甲斐国塩山向岳禪寺因由疏」（同上2193号、254頁）。
- 9 西山本門寺文書（同上2249号、274頁）。
- 10 天正2年3月28日付 武田勝頼禁制（一蓮寺旧蔵文書（同上2273号、282頁）、同 武田勝頼判物写（『巨摩郡古文書』（同2274号、同。宛名を欠く）、同年3月日付 武田家禁制写（正宗寺旧蔵文書（同2278号、283頁））。
- 11 高天神城開城の経緯・意義については、小笠原春香「武田氏の戦争と境目 国衆—高天神城小笠原氏を中心に—」（小笠原春香・小川雄・小佐野浅子・長谷川幸一著『戦国大名武田氏と地域社会』（岩田書院、2014年）所収）など参照。
- 12 他に同様のものとして、天正2年6月19日付 武田家高札（釈家文書（『戦國遺文 武田氏編 第三卷』2296号、290頁）、同（華嚴院文書（同2297号、同）、同年7月15日付 武田家高札（渡辺家文書（同2314号、296頁））がある。
- 13 平田寺文書（同上2286号、286頁）。
- 14 泉動院文書（『戦國遺文 武田氏編 第四卷』2454号、8頁）。
- 15 天正3年2月21日付 武田家禁制（浅間社東泉院文書（同上2463号、11頁）、同年3月1日付 武田勝頼判物（『諸州古文書』四上（同2468号、13頁）、同武田勝頼制札（清光寺文書（同2469号、同左）、同武田勝頼判物写（清泰寺旧蔵文書（同2470号、14頁）、同年3月20日付 武田勝頼禁制（一蓮寺旧蔵文書（同2472号、同左））。
- 16 高天神城攻略のみに注目するのではなく、かかる内政基盤強化を評価すべきとする丸島和洋氏の指摘は重要である（前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量』』164頁以下）。
- 17 柴裕之「長篠合戦再考—その政治背景と展開—」（前掲『戦国・織豊期大名 徳川氏の領国支配』所収）、前掲『徳川家康 境界の領主から天下人へ』85頁以下など参照。また三河侵攻までの経緯・展開について、前述の通り、文書の年号比定の見直しに依る（前掲鴨川書参照）。
- 18 天正3年4月30日付 武田家高札（渡辺家文書（『戦國遺文 武田氏編 第四卷』2483号、18頁）、同年5月6日付 武田家高札（『古文書纂13』所収 岸本正之助氏所蔵文書（同2486号、20頁））。
- 19 正安寺文書（同上2485号、19頁）。